

平成 16 年 2 月 26 日

各 位

包括外部監査人 橘 和 良

包括外部監査（水道事業会計及び工業用水道事業会計の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について）の結果の概要について

「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」の概要は下記のとおりです。

## 記

### 1. 外部監査の概要

#### (1)外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

#### (2)選定した特定の事件

水道事業会計及び工業用水道事業会計(関連する財団法人神戸市水道サービス公社を含む。)の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」

#### (3)外部監査の実施期間

平成 15 年 7 月 17 日より平成 16 年 2 月 4 日まで

なお、監査の実施に先立ち特定の事件選定のための資料収集、水道局等からのヒアリングを実施しました。また、監査に当たっては補助者 4 名を使用しています。

### 2. 監査の結果及び意見の概要

#### ・水需要予測（報告書 20 頁～27 頁参照）

##### 1. 需要予測の重要性について

不正確で過大な需要予測は、過大仕入及び過大設備に繋がり、ひいては過大コストとなり、最終的に需要者である住民や企業に過大な料金の支払を強いることとなります。特に、水道事業は総資産のうち固定資産が 90%超を占めるという典型的な装置産業であり、一度建設するとその後、膨大な金額の固定費が継続的に発生することになります。このため、まず、正確かつ慎重に需要予測を実施する必要があります。

## 2. 需要予測の正確性について

現在、水道局における最新版の水需要予測値は、あくまで「平成7年11月時点のもの」とのことです。直近時における実績との大きなギャップ（現状では、過大な人口及び過大な一日最大配水量等となっています。）を十分考慮した上で修正を加えた需要予測値は、作成されておりません。まず、水需要予測値を修正し、これに基づき十分かつ慎重な検討を加えることにより、受水計画及び設備計画を修正した上で、行動を起こす必要があります。

### . 水資源の確保（報告書28頁～37頁参照）

#### 水資源確保のコストについて

安定給水のための水資源確保のコストに対する考え方は、大別すれば(1)「公共の福祉」重視 - リスク対応重視と、(2)「経済性、効率性」重視 - コスト重視の2つの視点に区分されると考えられます。行政サイドとしては地域住民の意思を最大限尊重する必要があり、両者の十分なる調和を指向することとなります。但し、現実問題としては、いずれか一方にやや重点を置いた視点に立たざるを得ないと思われれます。財政逼迫した神戸市の事情を重視しますと、当面考えられる方策としては、一番コストが高くかつ高度浄水処理されていない「県水」からの受水を全面的にストップないし減少させ、リスク対策として必要最小限度の「自己水源」を確保した上で、まだ給水能力の余裕のあると思われる「阪水」からの受水を出来る限り増加させるというやり方です。

### . 減収補てん見返勘定（報告書38頁～39頁参照）

料金の改定率を抑制することを目的としたとはいえ、「減収補てん見返勘定」の計上及び取崩の会計処理は、取引としての実質を伴わない会計処理と言わざるを得ず、本来、会計上認められないものであると考えます。

### . 受水費高騰対策勘定（報告書40頁～41頁参照）

平成12年度より、資本剰余金である「施設増強負担金」の一部を負債の「受水費高騰対策勘定」へ振替えたうえ、当該勘定を取崩して、毎年2,163百万円を営業外収益に計上しています。形式的には資本取引と損益取引の混同という不当な会計処理ですが、実質的経済的側面を考慮して判断すれば、一概に否定しがたいものと思われれます。

・委託契約（報告書 42 頁～49 頁参照）

関連団体である財団法人神戸市水道サービス公社（以下、「公社」という。）に対する委託契約につき、現在列挙されている委託する理由及び委託先の選定理由の記載内容では、「公社」との業務委託契約全てを継続的に随意契約とする合理性は乏しいと考えられます。今後は民間会社からも見積書を徴求し、契約の合理性を客観的に立証しておく必要があります。

「公社」委託業務のうち、一部の委託契約については、当初契約額に決算額が満たなかった場合に、残高を精算して、水道局に返還していますが、最終的に実費精算することは、「公社」側にとって費用削減の努力を行うインセンティブが働かないおそれがあります。

・人件費（報告書 50 頁～59 頁参照）

退職金について

退職金内容を検討したところ、すべての退職者について退職時に号給が「1 号」昇給していました。国家公務員に同様の慣行があることから、神戸市だけに限らず全国的な問題であると思われませんが、一般社会の常識とはかけ離れたものといえます。

特殊勤務手当について

特殊勤務手当のうちのいわゆる企業手当は、判例でも水道事業が 24 時間体制の水の供給という使命のあることから支給されているものと認められていますが、職員の業務効率の改善をはかる必要性からすれば、単に一律に支給するのではなく、支給対象者を見直すことも必要かと思われれます。

勤勉手当について

勤勉手当を支給する際の「勤務成績の評価」については、現在、出勤日数等で一律に評価しているにすぎず、在職期間で計算する期末手当とほとんど差異のない内容となっています。「勤勉手当」は職員の勤務成績に応じて行う」という本来の趣旨により、人事考課等での勤務評定等も考慮した総合的な評価に基づいて支給金額を計算する必要があります。

昇給制度について

特別昇給は、「職員の勤務成績が特に良好な場合」に行うこととなっておりますが、実際の運用においては、定期昇給とほとんど差異のないものとなっております。勤勉手当と同様に、総合的な評価を行い、優秀な職員を「特別昇給」の対象となるように運用を見直す必要があります。

#### 時間外勤務手当について

平成 10 年度～平成 13 年度において時間外勤務手当は、他都市との比較では常に一番高くなっています。理由としては、残業時間自体が多いことにあると考えられます。平成 14 年度から減少していますが、今後も引き続き総労働時間の短縮化をめざした更なる業務の効率化を進めていくことが必要と思われれます。

・発生主義による会計処理（諸引当金を含む。）＜工業用水道事業会計を含む。＞（報告書 60 頁～66 頁参照）

1. 退職給与引当金（退職給付引当金）が計上不足となっています。

現在の引当基準では、発生主義に基づく会計処理とはいえません。「年度末現在における自己都合退職給与の要支給額」を計上する方法で、平成 14 年度末現在の要支給額を算出しますと計上不足額は 9,437 百万円という巨額なものとなっています。この間のギャップを埋めてゆく必要があります。

2. 修繕引当金の計上が不十分です。

#### 水道事業会計

特別修繕引当金の設定対象が「布引貯水池」のみに限定されています。また、一般の修繕引当金の設定対象も、「配水池」に限定されています。特定の有形固定資産のみを対象とするのでは不十分です。引当対象範囲の拡大が必要です。

貸倒引当金及び賞与引当金が設定されていません。

#### (1) 貸倒引当金について

債権について、一般企業に適用される金融商品に係る会計基準に準拠して計上基準を設定の上、貸倒引当金を計上する必要があります。水道事業会計（工業用水道事業会計を含む。）には、現実問題として長期滞留債権の存在が認められます。

#### (2) 賞与引当金について

期末手当および勤勉手当について、当期の負担に属する金額を算出し、賞与引当金に計上する必要があります。平成 14 年度で必要であった賞与引当金を支給実績の月数按分で試算しますと、477 百万円となります。

・決算書類及び決算書の表示＜工業用水道事業会計を含む。＞（報告書 67 頁～71 頁参照）

1. 決算書類等について

現状の決算書類の種類では、必ずしも説明報告義務を充分果たしえないのではないかと考えられます。まず、現金預金等の調達と運用を対比させた「キャッシュフロー計算書（3 区分

方式)」の導入が必要です。また、「資本金及び準備金の増減」、「引当金の明細」等により詳細な「附属明細書」が必要です。さらに、「重要な会計方針」の記載項目の充実、「会計方針及び表示方法の変更」及び「注記（貸借対照表及び損益計算書）」が必要です。特に、外郭団体である「公社」との取引及びその結果としての「公社」に対する債権債務残高が記載されていないのは不備と言えます。

#### 決算書の表示

##### (1)企業債

「企業債」のうち、建設改良目的又は投資目的のものについては、資本区分（具体的には、資本金～借入資本金）で表示されています。実質的には、「資本金」ではなく「負債」ですので、表示科目（資本金 企業債）の変更と表示区分（資本の部 負債の部）の変更が望まれます。

##### (2)その他投資

その他投資等 9,633 百万円のうちには、国債等の有価証券が 9,619 百万円含まれています。これらについては、金額的重要性から勘案しても別科目表示（「投資有価証券」）が必要です。

#### ・他会計負担金（報告書 72 頁～74 頁参照）

下水道使用料金徴収負担金は、水道局と建設局との間の協議によって決定されますが、相当の期間がかかっています。仮に平成 12 年度の対価を、当該年度中に確定するのが実務上無理だとすれば、少なくとも、その翌年度である平成 13 年度中に確定するよう改善することが望まれます。

#### ・水道事業基金（報告書 75 頁～77 頁参照）

有価証券のうち、手元で保管されていないものについては、少なくとも、年一回、当該有価証券の保管先から残高証明書を徴求して、残高の実在性を検証し、その証拠を残しておくことが、内部統制上望まれます。

#### ・料金収入等（報告書 78 頁～81 頁参照）

水道メーターの調定数量の修正が、所定の決裁なく手書で修正されている事例がありました。所定の決裁を行うことを徹底し、恣意的な調定水量の修正を排除しておく必要があります。

水道事業会計においては、「調定」に基づいて、収益を計上しています。「検針期間」と同一会計年度での「調定」が行えるよう、会計年度を意識して調定日の設定を行うことが望まれます。

・ 出納及び収納事務等（報告書 82 頁～85 頁参照）

1. 契約書の整備について

水道局における公金取扱機関のうち郵便局に関しては「公金収納事務の取扱いに関する契約書」が存在しておりませんでした。当該契約書においては、収納の原則、収納方法、収納事務についての基本的な重要事項が記載されていることから、契約書を再度入手しておくことが必要です。

2. 入金処理の遅れについて

郵便局窓口での収納料金については、実際収納日は 3 月 31 日であるにもかかわらず、入金処理は翌会計年度である 4 月 1 日とされていますが、会計上は、実際収納日付にて入金処理を行っておくことが必要です。

・ 長期滞留債権（報告書 86 頁～88 頁参照）

1. 時効処理方法について

調定年度による一括処理は妥当ではなく、当該年度中に時効を迎えた債権については、せめて時効年度を基準として時効処理を行なうよう検討する必要があります。

2. 中部センターにおける検証について

平成 14 年度に時効処理した未収金（平成 8 年度調定分）について、停水執行の規定に該当する場合であるにもかかわらず、停水執行をせずに時効処理をしているケースが見受けられました。

3. 時効期間について

給水装置受託収益未収金は民法 170 条の定めにより本来、3 年で時効完成となりますが、水道局においては平成 12 年度まで、給水収益未収金と同様に 5 年で時効と誤認していました。

・ 固定資産（遊休土地及び投資等を含む。）及び減価償却費（報告書 89 頁～98 頁参照）

既述のように、水道事業における固定資産は総資産の 90%を超えています。貸借対照表の観点からすれば、間違いなく最重要資産です。ところが、この固定資産に関する管理状況は以下のとおり不十分となっています。早急に対応策を検討して下さい。

## 1. 固定資産の管理について

(1) 中部センター及び北神浄水場への往査時に固定資産の台帳と現物とを实地照合したところ、現物のないものが中部センターで 10 点、北神浄水場で 2 点ありました。そこで、「各センター」实地照合を依頼したところ、該当資産がないものが各センター合計 37 点（取得価額 19,283 千円、帳簿価額 1,072 千円）ありました。除廃却処理する必要があります。

(2) 北神浄水場の事務所内に管理番号のついていないノートパソコンが 4 台ありました。これらは、施設改良工事用に伴い購入されたパソコンのため、取得時期、取得価額等の管理がされず、事務所で使用されていました。そこで、他の浄水場に調査依頼したところ、他に同様なパソコンが 6 台ありました。資産の個別管理が必要です。

## 2. 耐用年数の誤りについて

耐用年数の誤りが 3 点見受けられました。

## 3. 遊休土地上固定資産の減価償却費の計上について

遊休土地上の休廃止施設の固定資産については、事業の用に供しておらず、減価償却費を計上することは妥当ではありません。

## 4. 固定資産計上の時期の誤りについて

「千苅浄水場水力発電所築造工事」について、全体の工事が終了していないにもかかわらず、一部工事 76,294 千円については、完成したものであるものとしての固定資産計上がありました。固定資産から建設仮勘定への振戻処理が必要です。また、「特高受変電設備更新工事」76,964 千円についても、同様です。

### 減価償却の開始時期について

水道事業会計では、償却資産を取得した年度の翌年度から減価償却費を計上していますが、企業会計上、償却資産の使用開始月から減価償却費を計上することを検討する必要があります。

### 遊休土地について

水道事業会計の行政財産にかかる休廃止施設用地等のうち、少なくとも妙法寺ポンプ場や新妙法寺ポンプ場は昭和 50 年で既に「廃止」されており、普通財産への変更と売却等を早急に検討する必要があります。

### 固定資産の使用実態に合わせた耐用年数の適用について

北神浄水場の浄水設備（場内連絡管）については、薬剤の連絡管のため、管の損傷が大きく、固定資産耐用年数表における連絡管一般の耐用年数 60 年でなく、資産の使用実態に合わせ、より短い耐用年数を採用する必要があります。

. たな卸資産（貯蔵品）（報告書 99 頁～100 頁参照）

1. たな卸資産の計上洩れについて

中部センターにおけるたな卸資産の現品確認時に、直費購入である特殊割押輪の材料品（987 千円）が簿外処理となっていました。たな卸資産として計上する必要があります。「会計規程」に従い直費購入材料品も含めてたな卸資産として処理する必要があります。また、各センターにて、直費購入分の購入払出帳簿を作成し、在庫管理を徹底される必要があります。

. 神戸市債（報告書 101 頁参照）

平均利率は 3.60% であり、現在の金利水準から判断すれば高い水準となっています。相手先によっては、早期弁済ないし借換が制度的に難しいかもしれませんが、財政再生緊急宣言が発せられる等財政逼迫の時であり、金利低減につき、出来る限りの努力が求められます。

《水道事業に対する総括意見》（報告書 102 頁～104 頁参照）

(1) 経営状況 - 総括

生活習慣の変化等に伴う一人当たり水消費量の減少及び人口停滞を主因として有収水量は伸び悩み、業績は基金繰入金を除くと実質的には当期損失計上が継続しています。そして、この基金繰入金の原資もあと数年で底をつくこととなります。一方、水道事業は典型的な装置産業であり、建設改良や保守修繕維持のため、巨額の設備等資金が必要となっています。

このように、現状では、経営効率化及び資金調達が喫緊の課題となっています。

(2) 対応策（但し、「地方公営企業」による事業継続を前提）

中長期にわたる正確な需要予測を実施した上、過剰設備（原水費用を含む。）を抑制して減価償却費（修繕費）等の費用を削減し、また、その他の比率の高い費目（人件費及び委託費等）をシビアに見直す方法が一番スタンダードな手法と思われます。

但し、これでは不十分と考えられる場合（多分、現状ではそう認識するのがより妥当かとは思われます。）には、更に踏み込んだ対応策として、次の様な手法が考えられます。

民間会社（市の外郭団体を除く。）への業務委託範囲を大幅に拡大し費用低減を図る。設備投資につき、「リース」や「PFI」の手法を採用する。

その他の民間的手法の積極的活用を図る。

(3)対応策（経営主体を変更等）

水道事業の経営主体を「地方公営企業」に拘わらない場合には、次の様なものが考えられます。

地方独立行政法人化

民間企業へ事業譲渡

完全民営化

（ 印は報告書中に意見として別記した部分です。 ）

以 上